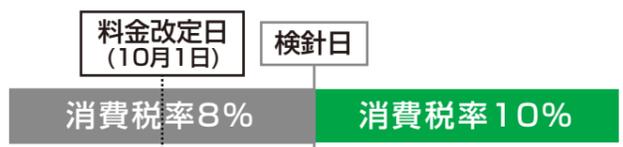


消費税改正に伴う 水道料金・下水道使用料 の経過措置について

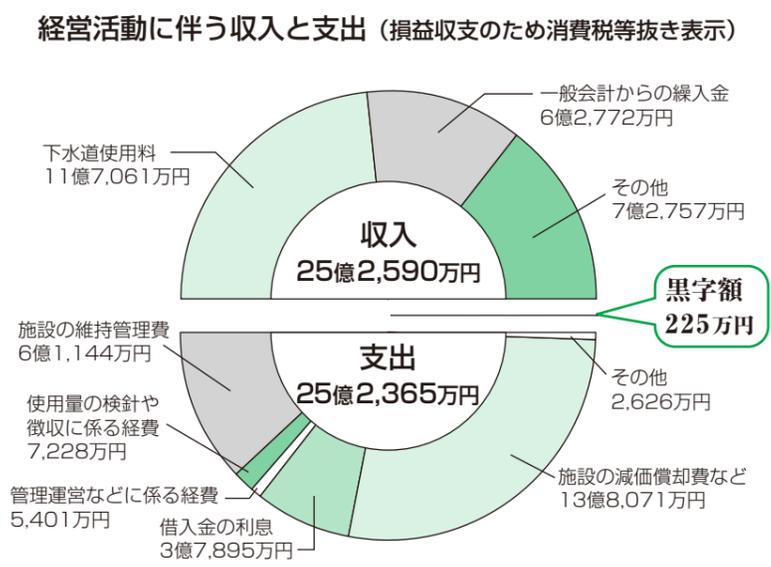
消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、令和元年10月1日から増税分2%を料金に上乗せさせていただきます。
ただし、令和元年9月30日以前から継続して水道・下水道を使用している場合、令和元年10月1日以降の最初の検針分に限り、8%の消費税率が適用されます。



偶数月検針の場合は、令和元年12月検針分から消費税率10%が適用。
奇数月検針の場合は、令和2年1月検針分から消費税率10%が適用。
(ご注意) 水道・下水道の使用開始が令和元年10月1日以降のお客様の場合、令和元年10月および11月検針分から10%の消費税率が適用されます。

令和元年度 下水道事業予算

下水道事業予算は、総額約50億円です。
施設の維持管理など経営活動に伴う支出のうち下水道使用料で賄えない不足額は、一般会計からの繰入金約6億3千万円で補てんします。
また、施設整備に要する収支の不足額は、現金支出を伴わない減価償却費などの内部に留保された資金などで補てんします。



起業・創業支援

起業・第一創業をめざす方を応援

三木市起業家支援事業補助金

- 対象者 (次の全ての要件に該当する方)
- ・ 起業または第二創業をする日において、市内に住所および主たる事業所を有する個人または法人
 - ・ 補助金の交付決定を受けた日から5年以上継続して事業を営む意思を有する
 - ・ 市税を滞納していない
 - ・ 過去に同じ補助金を受けていない
 - 募集数 女性枠2件、若手枠(35歳未満) 1件、一般枠1件
 - 補助対象経費 (県の補助金を併用する場合は、当該補助金の額を控除)
- 三木市起業家支援利息補給制度
- 市内での起業を目的に、(株)日本政策金融公庫(以下「公庫」)から融資を受ける方を支援します。
- 対象者 三木市民で、市内で起業する予定、または開業後1年未満の方
 - 補給率・補給期間 当該融資期間中に支払う利息の50%(遅延利息を除く)
 - 対象融資資金 公庫の取り扱う起業のために必要な資金
 - 資金使途 運転資金または設備資金
 - 融資限度額・貸付期間・利率 公庫の取り扱う資金種別および審査結果による
 - 取扱金融機関 (株)日本政策金融公庫 明石支店国民生活事業 078-912-4114
 - ・ 吉川町で起業の方 (株)日本政策金融公庫 神戸支店国民生活事業 078-341-4981
- 三木市中小企業サポートセンターの指導および助言を必ず受けください。

市内の商店街で お店を持ちませんか

市内の商店街の空き店舗を活用して商売などを展開しようと考えている方(チャレンジショップ)や、イベントなどを行い商店街の活性化に貢献する事業(にぎわい広場設置事業)に対して助成します。

- チャレンジショップ
- 募集期限 6月28日(金)
 - 助成内容 家賃助成(家賃の2分の1以内、上限月額7万円)
 - 助成期間 最長12カ月間
- にぎわい広場設置事業
- 募集期限 令和2年1月17日(金)
 - 助成内容 事業費助成(助成対象経費2分の1以内、上限30万円)

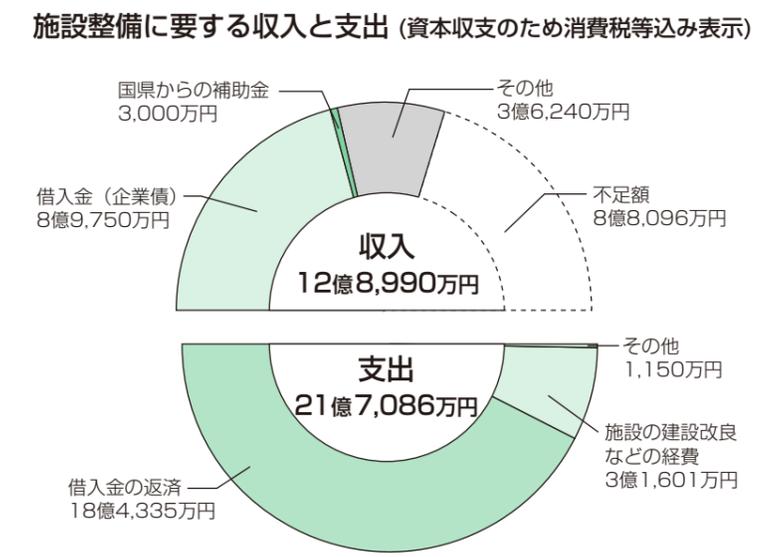
- 申請 商店街パーアップ事業 推進委員会事務局 三木商工会議所 082-3190
- 三木市商店街連合会 083-3377
- (市)商工振興課 商業労政係

排水設備改造資金の融資あっせんのお知らせ

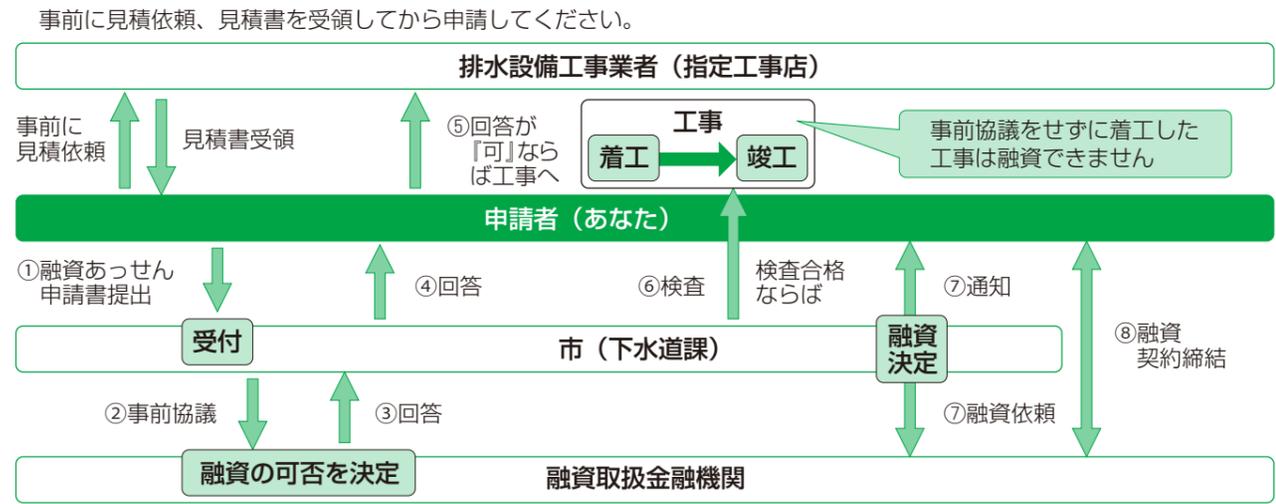
市では、下水道への接続工事をする方に市内の融資取扱金融機関から資金が借りられる融資あっせん制度を設けています。

- あっせん額 一戸につき80万円以内
- 融資利率 年2.4%(令和2年3月31日まで)
- 返済方法 60カ月以内の元利均等返済(ボーナス返済の併用もできます)

なお、あっせんの条件や申請に必要な書類など詳細は問い合わせください。



【融資あっせんの流れ】



※融資あっせんの申請の受付(①)から工事着工(⑤)までに2週間程度必要です。
なお、融資資金は融資契約締結(⑧)後、融資取扱金融機関から排水設備工事業者へ直接支払われます。

